

住んでいる地域	担当センター
東町・館町・本町・港町・西町・宮沖・円一町・中之町、中之町南・駒ヶ原町・深町	 <p>東部地域包括支援センター どりいむ 中之町六丁目31番1号 ☎0848⑥14410</p>
旭町・古浜・城町・広友町・時貞町・寿町・古城通、糸崎町・木原町・鉢ヶ峰町・奥野山町・須波町・須波西町・沖浦町・幸崎町・鷺浦町	 <p>南部地域包括支援センター 三恵苑 城町三丁目7番1号 ☎0848⑥36775</p>
宮浦・皆実・西宮・西野・頼兼・明神・田野浦・宗郷・和田、大畑町・青葉台・登町・貝野町	 <p>中央地域包括支援センター 三原市医師会 宮浦一丁目15番16号 ☎0848⑥37100</p>
小坂町・長谷町・沼田町・新倉町・沼田東町・小泉町・沼田西町・高坂町・本郷町	 <p>西部地域包括支援センター 大空 本郷町船木3105番地3 ☎0848⑧62450</p>
八幡町・久井町・大和町	 <p>北部地域包括支援センター はーもにー 久井町和草1906番地1 ☎0847③28455</p>

介護保険 第1号被保険者(65歳以上)の保険料が決定

今年度から、新しい「第3期三原市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」がスタートします。

平成18年度から平成20年度までの保険料は次の表のとおりです。

今回の見直しでは、所得の低い人の保険料を軽減するため、負担能力に配慮した保険料段階の変更を行い、これまでの5段階から6段階設定となります。

区分	対象	保険料(年額)	
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.5	22,319円
第2段階	市民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	22,319円
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階以外の人	基準額×0.75	33,479円
第4段階	市民税課税世帯で、本人は非課税の人	基準額	44,639円
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	55,798円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	66,958円

保険料の納め方

65歳以上の人

年金が18万円以上ある人は、特別徴収となり、年金の定期支払いの際に、差し引かれます。

今年度から、新たに遺族年金・障害年金が特別徴収の対象となります。

年金が18万円未満の人は、普通徴収となりますので、送付する納付書で納めてください。その際には、口座振替が便利です。

40歳から64歳の人

加入している医療保険から、医療保険料と合わせて納めます。国民健康保険の人は、国保税として、世帯ごとに世帯主が納めます。職場の医療保険に加入している人は、医療保険料と合わせて徴収されます。

問い合わせ先 高齢者福祉課(☎0848⑦6240 FAX0848④2130)